

平成23年3月7日

博士後期課程在籍学生を対象とした  
「学会発表奨励制度」の継続について

経済学研究科長

掲題のように現行の「博士後期課程在籍学生を対象とした学会発表奨励制度」を平成23年度においても継続し、引き続き学会発表に関わる費用の一部助成をすることとしたので、希望学生は以下の内容を確認の上申請されたい。

- (1) 対象：対象者は発表時点で博士後期課程に在籍している者（休学者は除く。）。
- (2) 学会発表：学会発表とは、全国大会での発表とする。申請にあたっては学会プログラム（写）を添付することとし、そのプログラムに申請（発表）者の名前が掲載されていることを条件とする。  
ただし、地方部会や研究会などは今回募集の対象としない。また、外国での学会発表は、予算制約の観点から対象としない。
- (3) 助成範囲：資金援助する範囲は、基本的に職員旅費規程を援用し、交通費・日当及び宿泊費を支給するものとし、10万円を上限とする。  
ただし、発表に際して他の資金ソースからの支援を受けている場合は、本制度の対象としない。なお、年度中における申請回数の限度は一人につき一回までとする。  
また、申請が予算限度に達した場合には募集期間中においても締め切ることがある。
- (4) 申請期間：この制度の公示日以降、平成23年度中に学会発表するものを対象とする。  
ただし、年度末決算に関わる事務処理の都合上、申請の締切は平成24年1月末日とする。
- (5) 申請手続：申請に当たっては、所定の申請用紙を経済学研究科庶務担当で受け取り、指導教員の確認印を受領した上で申請することとする。申請手続は経済学研究科庶務担当を窓口とする。
- (6) 結果通知：申請の結果については、指導教員を介して通知する。費用の支払いに関する必要書類については、結果通知と併せて配付する。
- (7) 成果報告：学会発表後、直ちに所定の様式により成果についての報告書を提出することとする。

以 上